

＜入学 編入学＞

入 学

公立の高等学校に出願するためには、各府県の定める手順に従って、教育委員会を通して資格承認が必要な場合がある。府県によって手順や必要事項は少しずつ異なるが(本誌各府県掲載ページ参照)、共通する条件は次の通り。

4月の入学までに15歳になっている者について

1. 該当する府県・市に、入学日(または前日)までに、本人および保護者の居住が確実であること
2. 中学卒業(見込み)資格があること
3. 帰国選抜に出願する場合は、「帰国生」としての認定を受けること
4. 合格すれば必ず入学すること

＜居住について＞

- ・帰国生に限らず、府県外から出願する者は、出願資格があるかどうかの審査を経て承認を受ける。居住(予定)を証明するために、賃貸契約書などの書類が必要。
- ・中学卒業までにその府県内の中学校に編入して卒業する場合は、この手続きが必要ない場合もある。

＜中学校卒業資格について＞

現地校・インター校からの帰国

海外の学校で9年生の課程を修了していることが必要(12年制の国ではGrade9、13年制の国ではYear10)。

成績証明書等が必要な場合が多い。各府県によって扱いが異なるので、志望校の入試で出願提出書類に入っているか、またその場合、通っている現地校、インター校の成績がどのくらい反映されるかなどについて調べておく。

(1)日本の中3にあたる学年の間に、9年生を修了せずに帰国する場合

日本の教育制度に戻り、中学卒業資格を得る必要がある。以下の2つの方法がある。

①帰国して国内の中学校に編入する

編入の時期については、希望進路、これまでの日本の勉強の学習状況に応じて慎重に決める。一般的には、調査書を作成してもらうことを考え、できるだけ早い学年で帰国しておくのが望ましいが、本人の負担が少なくなるよう、帰国時期については教育委員会とよく相談する。

②現地の日本人学校に編入する

転入時期の期限を設けているところもあるので、早めに連絡を取り事情を説明する(夏休みでは遅い場合もある)。

※いずれも普通の業務とは違う対応をお願いすることになるので、学校との円滑なコミュニケーションが大切。

(2)日本の中3にあたる学年の間に9年生を修了し、帰国して府県内の中学に編入する場合→(1)①と同じ

資格審査は必要ない場合が多く、調査書は編入先の中学が作成する。

(3)日本の中3にあたる学年の間に9年生を修了後、現地の高校課程に進み、日本で4月から入学する場合

- ・日本の教育制度による中学校は卒業していないので、資格審査を受け、承認を得てから出願、受検となる。
- ・調査書の取り扱いについては、各府県で決まりが異なるので、問い合わせる必要がある。

日本人学校からの帰国

- ・国内の、府県外中学出身者と同じ扱いになる。
- ・帰国が決まった時点で、該当する教育委員会へ問い合わせる。その後の手続きは日本人学校と教育委員会との間で行われるので、日本人学校の担当の先生に帰国時期や帰国先、公立高校志望の旨をはっきり伝え、教育委員会への連絡を依頼する。

(1)中学3年生を卒業後、帰国して入学を希望する場合 資格審査を受け、承認を得て出願し、受検する。
調査書は日本人学校で作成してもらう。

(2)卒業時以前に帰国し、府県内の中学に編入する場合 資格審査が必要ないことが多い(要確認)。
調査書は編入先の中学が作成する。

＜出願について＞

帰国選抜を受ける場合、出願時に海外での居住を証明する書類が必要。また、海外の学校での成績証明書等が必要になることが多い。※専願扱いなので、合格すれば必ず入学する。

- ・英語を中心とし、一般選抜より少ない科目数で学力検査が行われることが多い。
- ・府県内の中学にすでに編入している場合は、帰国選抜への志願資格取得の手続きを学校に願出する。
- ・現地校やインター校だけでなく、日本人学校出身者も出願できる。
- ・帰国生が一般選抜に出願することもできる。

編入学

- ・入学者選抜終了後に帰国になった場合、編入学を考える。その際も、必要な課程を修了していることが必要。
高1途中での編入：9年生の課程を修了　高2途中での編入：10年生の課程を修了
※渡航時に、言葉がわからないなどの理由で学年を下げている場合などは要注意。
- ・まず教育委員会に相談して、出願資格があるという承認を受け、編入先高校を探す。
- ・編入のための学力検査は、時期、内容ともに各府県さまざまだが、柔軟に対応してくれる場合が多い。
- ・学年が上がると、履修・修得すべき教育課程との関係から、受け入れ先高校を探すのが難しくなる。
- ・検査の可否、またどの学年に編入するかは、各高校の校長の裁量による。

《高校の特色化》

かつては全日制学年制普通科が主流だったが、専門学科の設置や新しい制度の導入により、高校の特色化が進んでいる。

学 科

専門学科 職業教育専門の学科もあるが、普通科教育をより高度化して専門教育を行う専門学科が増えている。帰国選抜のある学科は、この中に含まれることが多い。国際教育、科学教育、進学指導などに重点を置く特色ある学科が、毎年のように新設されている。

総合学科 普通科目と専門科目の両方を選択して学ぶことができる学習システムとして創設された。

学年制と単位制

学 年 制 選択科目も含め、学校によって定められた一定の単位数以上を修得しなければ留年となる、従来の制度。

単 位 制 必修科目以外に多くの選択科目があり、その中から自分の時間割を作成して単位を修得していく。同じ授業を違う学年次の生徒と受けたり、必要単位の修得のために3年間を越えて在学したりすることもある。
通信制・定時制だけでなく、全日制普通科の学校も導入している。

《まとめ》

- ・公立高校への入学・編入学は、まず出願の資格を得ることから始まる。早めに教育委員会に問い合わせ、必要な準備を始めておくことが大切。
- ・入学前の3月末までに9年生の課程を終えていること、または日本の教育制度による中学校を卒業していることが必要。同様に編入についても、高1の場合は9年制課程の修了、高2の場合は10年制課程の修了が必要。修了の時期が重要で、渡航した際に言葉がわからないなどの理由で学年を下げている場合は、教育委員会によく相談する。
- ・インター校の中には、学校として認可されていないところもあるので注意する。
- ・帰国選抜では、一般選抜より科目数が少ない学力検査、または配慮が受けられるが、大阪、兵庫、京都、奈良では、特定の学校・学科でのみ実施されている。一般選抜の出願と迷う場合は、模擬試験などを利用して学力の把握に努め、慎重に決めることが大切。合格すれば必ず入学する。滋賀、和歌山では帰国選抜が実施されないが、事情によっては所定の手続きを経て受検や入学の配慮がなされる場合がある。
- ・志望校に迷う場合は、学校のHPを見たり、一時帰国の折に学校見学をしたり、早い段階からの準備が大切。
- ・帰国生への特別選抜や措置により入学した後は、一般生と机を並べることになるので、授業についていける日本語運用能力や、日本のカリキュラムによる学年相当の学力もつけておく。
- ・各府県とも、基本的には帰国生に対してできるだけ受け入れようとする姿勢を取っており、保護者の転勤などの理由で生徒が不利益を被ることのないようにと、特に編入学については柔軟に対応されることが多い。ただし、海外在住が留学など本人の事情による場合は、帰国生としての承認が得られないこともある。また、当該学年が定員に達している場合は編入を受け付けられないこともあり、4月からの新入学の方が選択肢は多いといえる。
- ・詳しくは本誌各府県の掲載ページを参照。最新の情報については、教育委員会のHPや要項で必ず確認する。
- ・海外子女教育振興財団による「帰国生のための学校説明会・相談会」(例年7月下旬。2022年度はオンライン形式で5月下旬～10月末の予定)では、一部の教育委員会や、帰国生の多い学校の先生方に個別相談に応じてもらえる機会なので利用すると良い。